

住宅火災に遭われたみなさんへ

江 別 市

被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

市では、火災に遭われた方の手続きなどをまとめましたので参考にしてください。

なお、制度により手続きが異なりますので、詳しくは、担当窓口にお問合せ願います。

○ 目 次

1	焼け跡の片付けと、修理・処分までの管理	…2
2	火災損害届出書の提出・り災証明書の申請	…2
3	保険会社への連絡	…2
4	仮住まいの手配	…3 ★
5	水道等の手続き	…3
6	証書類の再交付	
	(1) 印鑑登録証	…3
	(2) マイナンバーカード	…3
	(3) 国民健康保険資格確認書	…4
	(4) 後期高齢者医療資格確認書	…4
	(5) 基礎年金番号通知書	…4
	(6) 市役所以外での手続き	…4
7	税金・保険料の減免など	
	(1) 市民税・道民税・森林環境税	…5 ★
	(2) 固定資産税	…5 ★
	(3) 軽自動車税	…5
	(4) 国民健康保険税	…5 ★
	(5) 介護保険料	…5
	(6) 後期高齢者医療保険料	…6
	(7) 市税等の徴収猶予制度	…6
	(8) 市役所以外での手続き	…6
8	災害等廃棄物処理手数料	…6 ★
9	障害福祉サービス等の利用者負担額	…6
10	福祉貸付制度	
	(1) 福祉金庫貸付制度	…7
	(2) 生活福祉資金制度	…7
11	赤い羽根共同募金の見舞金	…7
12	その他（相談）	…7

1 焼け跡の片付けと、修理・処分までの管理

- ・火災現場において火災の原因や損害などを調べ今後の火災予防対策などに役立てるため、消防では「火災調査」を行いますので、火災現場には調査が終了するまでは火災現場に立ち入らないでください。また、調査における立会いや調査員が質問を行いますので協力をお願いします。
- ・消防、警察や保険会社の現場調査が終わりましたら、焼け跡等の片付けをしてください。なお、火災による廃棄物の処理方法が判らない場合は、生活環境部環境室 廃棄物対策課（☎011-383-4211）に相談してください。
- ・建物を修理又は処分するまで使用しない場合は、割れた窓や壊れたドアや穴などに板を張りつけたり、割れていない窓や壊れていないドアは施錠するなど、外部から人が容易に侵入できないように管理してください。
また、屋根のトタンや火災後の廃棄物が風で飛散しないように対応をお願いします。

2 火災損害届出書の提出・り災証明書の申請

- ・火災による被害を受けた建物、車両、家財品等の所有関係などを明確にし、損害の内容を調査するため、「損害届出書」に記載して提出してください。
- ・火災に遭われた方が各種手続きをする際に、被害を公的に証明する「り災証明書」を交付（無料）します。交付には申請が必要です。

《提出・申請・交付》

窓口は、消防本部予防課（☎011-382-5430）

☆提出・申請用紙

火災損害届出書・り災証明申請書は、火災調査時に渡します。

（消防本部予防課窓口又は以下からのダウンロードでも入手できます。）

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/firedep/122887.html>

（注）市の手続きで「り災証明書」が必要なものは目次に★を付けています。
市以外での手続きについては、手続き窓口にお問い合わせしてください。

3 保険会社への連絡

- ・火災保険や見舞金などが支払われる保険に加入されている方は、早めに加入している保険会社に連絡することをお勧めします。
連絡後、担当者から手続きの説明のほか現地調査を受ける場合があります。

4 仮住まいの手配 ★

火災により居住する住宅の確保が困難となった方は、応急対応として市営住宅に短期間入居することができる場合があります。

建設部建築住宅課 ☎011-381-1041

5 水道等の手続き

火災により住むことが出来なくなり、水道・下水道・浄化槽を使用しない場合は下記に連絡してください。(転居等する場合も同様)

水道・下水道	水道部営業センター	☎011-385-4987
浄化槽	生活環境部環境室廃棄物対策課	☎011-383-4211

・電力会社・ガス会社・灯油配送・電話会社・郵便局などにも連絡してください。

【主な連絡先】

北海道電力株式会社 (契約・請求)	☎0120-956-688
(引越し)	☎0120-12-6565
旭川ガス株式会社	☎011-382-4211
北海道ガス株式会社	☎0570-00-8800
株式会社エネコープ	☎0120-012-877

上記の手続きを含め、インターネットで手続きが出来る場合があります。
各社のホームページを参照してください。

※ 手続き等で書類等を送付する場合がありますので、確実に手元に届くように郵便局で転送の手続きをしてください。

6 証書類の再交付

(1) 印鑑登録証

再登録には以下のものがが必要です。

- ・登録する印鑑
- ・本人確認ができる書類等 (顔写真あり1点又は顔写真なし3点)
- ・手数料 (350円)

(2) マイナンバーカード

再交付には以下のものがが必要です。

- ・顔写真 (縦4.5cm×横3.5cm/無帽・無背景)
- ・運転免許証など本人確認ができる書類等
- ・手数料 (1,000円)

なお、再交付に1か月程度時間が必要ですが、再交付を急ぐ場合には以下のものを用意していただきますと、約1週間で発行が可能です。

- ・本人確認ができる書類等（顔写真あり1点又は顔写真なし2点）
※顔写真は職員が撮影します。
- ・手数料（2,000円）

生活環境部戸籍住民課 ☎011-381-1020

(3) 国民健康保険資格確認書

再交付には、運転免許証などの本人確認ができる書類が必要となります。

健康福祉部国保年金課 ☎011-381-1028

※ 協会けんぽ（全国健康保険協会）や職場の健康保険に加入している方は、加入している健康保険の窓口にお問い合わせしてください。

(4) 後期高齢者医療資格確認書

健康福祉部医療助成課 ☎011-381-1403

(5) 基礎年金番号通知書

- ・国民年金1号被保険者（自営業、学生などの方）の再交付には、運転免許証など本人確認ができる書類等が必要となります。

健康福祉部国保年金課 ☎011-381-1028

※ 国民年金1号被保険者以外の方は勤務先の事務担当者に問合せしてください。

(6) 市役所以外での手続き

- ・年金証書 ……新さっぽろ年金事務所 ☎011-892-1631
- ・預金通帳、貯金通帳 ……口座のある金融機関
- ・雇用保険被保険者証 ……ハローワーク江別 ☎011-382-2377
- ・自動車運転免許証 ……札幌運転免許試験場 ☎0570-080-456
江別警察署 ☎011-382-0110
- ・クレジットカード ……発行したカード会社
- ・保険証券 ……保険会社又は代理店

詳しくは、各窓口にお問い合わせしてください。

7 税金・保険料の減免など

(1) 市民税・道民税・森林環境税 ★

災害等で、生活が著しく困窮するなど納付が困難なときは、下記の要件に該当する方からの申請により、税額の減免を受けられる場合があります。

【要件】

所有する住宅又は家財が、価格の3割以上の損害（保険・損害保険等で補填される金額は除く。）を受け、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合

総務部財務室市民税課 ☎011-381-1012

(2) 固定資産税 ★

火災による損害の状況に応じて家屋や償却資産（事業用の資産）にかかる固定資産税を納税される方等からの申請により、減免を受けられる場合があります。

なお、住宅用地の軽減措置は、住宅の焼失後も一定期間は継続して適用対象となる場合があります。

総務部財務室資産税課 ☎011-381-1404

※登記している建物を取り壊した場合は、札幌法務局江別出張所(☎011-382-2132)で滅失の登記が必要です。

(3) 軽自動車税

軽自動車税の課税対象車両（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）が焼損し廃棄した場合は、廃車の届出をしてください。

届出がない場合は、課税対象となります。

総務部財務室市民税課 ☎011-381-1012

(4) 国民健康保険税 ★

災害等で生活が著しく困窮するなど、納付が困難なときは下記の要件に該当する方からの申請により、減免を受けられる場合があります。

【要件】

所有する住宅又は家財が、価格の3割以上の損害（保険・損害保険等で補填される金額は除く。）を受け、前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合

健康福祉部国保年金課 ☎011-381-1028

(5) 介護保険料 ★

災害等で、生活が著しく困窮するなど納付が困難なときは、以下の要件に該当する方からの申請により、保険料の減免を受けられる場合があります。

【要件】

災害等で住宅、家財等に著しい損害を受け、保険金、損害賠償等を充てても補填することができないなどにより保険料を納付することが困難であると認められ、前年の世帯合計所得が1,000万円以下で住宅等の損害の程度が3割以上の場合

健康福祉部医療助成課 ☎011-381-1403

(6) 後期高齢者医療保険料 ★

災害等で、生活が著しく困窮するなど納付が困難なときは、以下の要件に該当する方からの申請により、保険料の減免を受けられる場合があります。

【要件】

災害等で住宅、家財等に著しい損害を受けた方

健康福祉部医療助成課 ☎011-381-1403

(7) 市税等の徴収猶予制度

市税等を納付することが困難と認められると、申請により差押や財産の換価（取立・売却）などの猶予や延滞金の免除（全額又は一部）を認められる場合があります。

総務部財務室納税課 ☎011-381-1013

(8) 市役所以外での手続き

- ・ 所得税 …… 札幌東税務署 ☎011-897-6111
- ・ 自動車税 …… 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1195

詳しくは、各窓口にお問い合わせしてください。

8 災害等廃棄物処理手数料 ★

災害等により手数料の納付が著しく困難なときは、申請により家庭ごみの処理手数料が減免される場合があります。

なお、店舗・事業所などのごみは、減免の対象となりません。

生活環境部環境室廃棄物対策課 ☎011-383-4211

9 障害福祉サービス等の利用者負担額

災害等により収入が減少するなど特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難なとき、申請により利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

健康福祉部障がい福祉課 ☎011-381-1031

10 福祉貸付制度

(1) 福祉金庫貸付制度

- ・低所得世帯を対象に、応急一時金として無利子で4万円まで貸付けする制度です。
- ・利用には、保証人が1人必要で、返済は貸付月の翌月から10か月以内です。
- ・返済期間を過ぎると延滞元金の3%を延滞利息として支払いが必要となります。

(2) 生活福祉資金制度

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として必要な資金を貸付けする制度です。火災などで被災した際の貸付区分は以下のとおりです。

- ・緊急小口資金…火災などの被災によって臨時の生活費が必要な際の、緊急一時的な貸付
- ・福祉費…災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費の貸付

詳しくは、窓口にお問い合わせしてください。

江別市社会福祉協議会 ☎011-385-1234

11 赤い羽根共同募金の見舞金

市内に現に居住し、住民基本台帳に記載されている世帯が所有する家屋が、火災による被害を受けた場合、被災状況に応じ「災害見舞金」を受けることができます。

(申請は、火災発生日から1年以内です。)

- ・家屋…全焼2万円、半焼1万円
- ・死亡…世帯員1人につき2万円
(2人以上の場合は、1人につき1万円を加算)

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

江別市共同募金委員会(江別市社会福祉協議会) ☎011-385-1234

12 その他(相談)

(1) 一般相談

日常生活上生じる悩みごとや困りごとなどの相談をお受けします。必要に応じて関係機関を紹介し、問題解決の助言をしています。

- ・相談日時：月曜日～金曜日(祝日の場合は休み) 8時45分～17時15分
- ・受付：随時(予約不要)
- ・相談場所：市民相談所(市役所本庁舎1階)

(2) 法律相談（要予約）

弁護士が、困りごとや争いごとなど法律に関する相談をお受けします。

- ・相談日時：月2回（毎月第2、第4木曜日（祝日の場合は前日等に変更））
- ・受付：月の平日初日8時45分から電話受付。（定員10人：先着順）
- ・相談場所：江別市民会館

生活環境部市民生活課市民相談所 ☎011-381-1021

(注) このパンフレットは、火災による被害を受けた方の手続きなどを記載しています。
手続きは、状況により異なる場合がありますので、事前に各窓口などに確認されると便利です。（市役所の窓口には、部署名に下線を引いています。）